七　コート及び上衣のうち詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物（ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く。）を組成する繊維

八　羽織ひも及び帯締めについては、それを組成する繊維

九　布団については、詰物を組成する繊維及び布団側の生地を組織し、編成し、又は構成している糸を組成する繊維

別表第三（第二条関係）

繊維				水分率
綿				八・五パーセント
麻及び絹				十二・〇パーセント
毛				十五・〇パーセント
ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維				十一・〇パーセント
アセテート繊維	水酸基の九十二パーセント以上が酢酸化されているもの			三・五パーセント
	その他のもの	溶解法により製造したもの		六・五パーセント
		その他のもの		五・〇パーセント
ナイロン繊維				四・五パーセント
ポリエステル系合成繊維				〇・四パーセント
ポリウレタン系合成繊維				一・〇パーセント
ポリエチレン系合成繊維及びポリプロピレン系合成繊維				〇・〇パーセント
ビニロン繊維				五・〇パーセント
ポリ塩化ビニリデン系合成繊維及びポリ塩化ビニル系合成繊維				〇・〇パーセント
ポリアクリルニトリル系合成繊維				二・〇パーセント
ポリ乳酸繊維				〇・五パーセント
アラミド繊維				七・〇パーセント
ガラス繊維				〇・〇パーセント
金属繊維				〇・〇パーセント
炭素繊維				〇・〇パーセント
羽毛				十三・〇パーセント
その他の繊維	天然繊維			十二・〇パーセント
	人造繊維	セルロース系繊維		十一・〇パーセント
		その他のもの		〇・〇パーセント

別表第四（第五条関係）

一　レース生地及びレース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等（手工レース製品を含む。）のレース生地を使用した部分

二　水着

三　ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーメント、ショーツ及びキャミソールその他の装飾下着

四　靴下

五　手袋

六　帽子

七　羽織ひも及び帯締め

八　布団側の表地と裏地の組成繊維が異なるときの布団側表地

九　和紡式の糸又はくず糸、ノイル若しくは反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「和紡糸等生地」という。）並びに表生地に和紡糸等生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十　ネップヤーン、スラブヤーン等の変わり糸及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「変わり糸生地」という。）並びに表生地に変わり糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十一　起毛された織物及びニット生地（以下この号及び第十七号において「起毛生地等」という。）並びに表生地に起毛生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十二　植毛された織物及びニット生地（以下この号及び第十七号において「植毛加工生地等」という。）並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用し製造又は加工した衣料品等

十三　組成繊維の一部が麻である糸（麻以外の組成繊維の全部又は一部が綿又はビスコース繊維のものに限る。）及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「麻混用生地」という。）並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十四　オパール加工を施した生地（以下この号及び第十七号において「オパール加工生地」という。）及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十五　コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地（合成皮革を除く。）、ボンディング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地（以下この号及び第十七号において「コーティング等樹脂加工生地」という。）及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

十六　組織により紋様を表した織物又はニット生地（地組織を有するものに限る。以下この号及び次号において「紋様生地」という。）及び表生地に紋様生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分

十七　和紡糸等生地、変わり糸生地、起毛生地等、植毛加工生地等、麻混用生地、オパール加工生地、コーティング等樹脂加工生地又は紋様生地を表生地の一部に使用して製造し又は加工した衣料品等のこれらの生地を使用した部分

十八　帯の刺しゅうの部分

十九　前各号に掲げるもののほか、組成繊維中における繊維の種類が四以上であり、かつ、それぞれの繊維の混用率が五パーセント以上である繊維製品

別表第五（第六条、第九条関係）

混用率の許容範囲は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ各号に定めるとおりとする。

一　混用率が百パーセントである旨を表示する場合は、毛にあってはマイナス三パーセント以内、毛以外の繊維にあってはマイナス一パーセント以内。ただし、くず糸、ノイル又は反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造し又は加工した繊維製品に、その組成繊維の混用率が百パーセントである旨を表示する場合であって、くず糸、ノイル又は反毛を使用した紡毛式又は空紡式の糸である旨又はその糸を使用した旨を付記する場合は、マイナス五パーセント以内。